

健全化判断比率・資金不足比率の報告について

— 令和 7 年度 —

1. 健全化判断比率・資金不足比率総括表		1
2. 実質赤字比率・連結実質赤字比率の状況		2
3. 実質公債費比率の状況		3
4. 将来負担比率の状況		4
5. 下水道事業会計資金不足比率の状況		5
6. 病院事業会計資金不足比率の状況		6

阪南市

令和 8 年 9 月

1. 令和7年度 健全化判断比率・資金不足比率総括表

(1) 健全化判断比率

(単位：％)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	4. 5	23. 9
早期健全化基準 (13. 07)	(18. 07)	(25. 0)	(350. 0)
財政再生基準 (20. 00)	(30. 00)	(35. 0)	—

(参考値)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和 6 年度	—	—	4. 8	29. 2
令和 5 年度	—	—	5. 9	20. 1
令和 4 年度	—	—	6. 6	26. 5

(2) 下水道事業会計資金不足比率

(参考値)

(単位：％)

資金不足比率	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度
—	—	—	—
経営健全化基準 (20. 0)			

(3) 病院事業会計資金不足比率

(参考値)

(単位：％)

資金不足比率	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度
—	—	—	—
経営健全化基準 (20. 0)			

会 計 名		実質収支額	(分母比)
一 般 会 計 等	一般会計	346,399	2.9
小 計		346,399	2.9
標準財政規模		11,897,064	100.0
実質赤字比率（％）		-2.91	※

会 計 名		実質収支額	
公 営 企 業 に 係 る 特 別 会 計 以 外 の 会 計	国民健康保険特別会計	198,655	1.7
	介護保険特別会計	159,611	1.3
	後期高齢者医療特別会計	39,280	0.3

※ 実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、
「実質赤字比率（％）」又は「連結実質赤字比率（％）」は負の値で表示されます。

会 計 名		資金不足・剰余額	(分母比)
法 適 用 企 業	病院事業会計	147,293	1.2
	下水道事業会計	88,543	0.7
法 非 適 用 企 業			
合 計		979,781	8.2
標準財政規模(再掲)		11,897,064	100.0
連結実質赤字比率（％）		-8.23	※

総括表③ 実質公債費比率の状況(令和7年度決算)

Ver.07.00

団体名 大阪府阪南市

(単位：千円)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
	元利償還金の額 (繰上償還額等 を除く) (3③ A表「元利償還 金」欄の数値を 転記)	積立不足額を考 慮して算定した 額 (3①表 「エ」欄の数値 を転記)	満期一括償還地 方債の1年当た りの元金償還金 に相当するもの (年度割相当 額) (3①表 「ウ」欄の数値 を転記)	公営企業に要す る経費の財源と する地方債の償 還の財源に充て たと認められる 繰入金 (3②表 「合計※」欄の 数値を転記)	一部事務組合等 の起こした地方 債に充てたと認 められる補助金 又は負担金	公債費に準ずる 債務負担行為に 係るもの	一時借入金の利 子	特定財源の額 (3③A表「特 定財源計」欄の 数値を転記)	事業費補正によ り基準財政需要 額に算入された 公債費	災害復旧費等に 係る基準財政需 要額	密度補正により 基準財政需要額 に算入された元 利償還金及び準 元利償還金(た だし、④～⑦に 係るものは、地 方債の元利償還 額を基礎として 算入されたもの に限る)
令和5年度	1,404,519			435,048	163,023			260,100	143,048	1,032,770	38,714
令和6年度	1,420,400			433,436	116,287			360,110	175,215	951,615	37,644
令和7年度	1,372,851			465,316	75,737			412,401	145,862	858,596	37,287

	⑫	⑬	⑭
	標準税収入額等	普通交付税額	臨時財政対策債 発行可能額
令和5年度	6,526,259	4,872,993	84,502
令和6年度	6,569,833	5,108,926	40,350
令和7年度	6,677,511	5,219,553	0

⑮
地方財政法第5 条の3第4項第 1号の規定に基 づき総務大臣が 定める額 (特別区のみ記 入)

	実質公債費比率 (単年度)
令和5年度	5.14117
令和6年度	4.22126
令和7年度	4.23532

実質公債費比率 (3か年平均)
4.5

(参考)

	⑥の内訳									
	P F I 事業に係る 債務負担行為に 係るもの(省令第 7条第1号)	いわゆる五省協定 等により、利便施 設及び公共施設を 買い取るために 行った債務負担行 為に係るもの(省 令第7条第2号)	国営土地改良事業 並びに独立行政法 人森林総合研究 所、独立行政法人 水資源機構及び独 立行政法人環境再 生保全機構の行う 事業に対する負担 金(省令第7条第 3号)	地方公務員等共済 組合が建設した職 員住宅等の無償譲 渡を受けるために 支払う賃借料(省 令第7条第4号)	社会福祉法人が施 設の建設のために 借り入れた借入金 の償還に対する補 助(省令第7条第 5号)	損失補償又は保証 に係る債務の履行 に要する経費の支 出(省令第7条第 6号)	地方公共団体以外 の者の債務を引き 受けた場合におけ る当該債務の履行 に要する経費の支 出(省令第7条第 7号)	その他これらに準 ずると認められる もの(省令第7条 第8号)	利子補給に係るも の(政令第12条第 4号)	
令和5年度										
令和6年度										
令和7年度										

大阪府阪南市

(単位:千円)

地方債の現在高	債務負担行為に 基づく支出予定額	公営企業債等 繰入見込額	組合 負担等見込額	退職手当 負担見込額	設立法人の 負債額等 負担見込額					連結実質 赤字額	組合連結実質 赤字額負担見込額
					地方道路公社	土地開発公社	地方独立行政法人	第三セクター等 (損失補償、信託、貸付)			
14,478,714	0	5,113,824	1,024,390	2,950,482	0	0	0	0	0	0	

27

(単位:千円)

充当可能基金	充当可能 特定歳入		基準財政需要額 算入見込額
		うち都市計画税	
6,077,823	2,840,034	2,840,034	12,045,498

111

将来負担額 A	
23,567,410	217

充当可能財源等 B	
20,963,355	193

A - B
2,604,055

24

将来負担比率 (%)
23.9

標準財政規模 C	
11,897,064	110

算入公債費等の額 D	
1,041,745	10

C – D
10,855,319

100

5. 令和7年度 下水道事業会計資金不足比率の状況

標準財政規模 (x)	11,897,064
------------	------------

(単位:千円)

	特別会計名	(1) a-b-c (-d)					(2) 算入地方債	(3) e-f-g-i					(4)	(5)
			流動負債 a	控除企業債等 b	控除額 c	土地前受金 d			流動資産 e	控除財源 f	控除額 g	土地評価差額 i	地方債残高	長期借入金
法適用企業	宅地造成事業以外	下水道事業会計	142,959	553,907	410,948		0	231,502	231,502					
	宅地造成													

※(8)は、連結実質赤字比率の算定に用いる額(資金不足額は負の値で表示)であり、(9)は、資金不足比率の算定に用いる額(資金不足額は正の値で表示)である。

	特別会計名	(6)令3条1項の額 ・令4条の額 (1)+(2)-(3)	(7)解消可能 資金不足額	(8)資金不足額 ・剰余額 ※ (6)-(7)	(9)企業ごとの 資金不足額 ・剰余額※	(10) 営業収益の額－ 受託工事収益の額	うち指定管理 者利用料金	(11) 資本＋負債 宅造のみ	(12) 事業の規模	資金不足比率 ((9)/(12)、%)	繰越欠損金	標準財政規模比 ((8)/(x)、%)
法適用企業	宅地造成事業以外	下水道事業会計	-88,543	0	88,543	-	391,912	0	391,912	-	0	0.7
	宅地造成											

6. 令和7年度 病院事業会計資金不足比率の状況

標準財政規模 (x)														
11,897,064														
(単位: 千円)														
	特別会計名	(1) a-b-c-d (-e)					(2) 算入地方債	(3) e-f-g-h					(4)	(5)
			流動負債 a	控除企業債等 b	控除未払金等 c	控除額 d	土地前受金 e		流動資産 e	控除財源 f	控除額 g	土地評価差額 h	地方債残高	長期借入金
法適用企業	宅 地 造 成 事 業 以 外	病院事業会計	9,867	110,245	100,378			157,160	157,160					
	宅 地 造 成													

※(8)は、連結実質赤字比率の算定に用いる額(資金不足額は負の値で表示)であり、(9)は、資金不足比率の算定に用いる額(資金不足額は正の値で表示)である。

	特別会計名	(6)令3条1項の 額 ・令4条の額 (1)+(2)-(3)	(7)解消可能 資金不足額	(8)資金不足額 ・剰余額 ※ (6)-(7)	(9)企業ごとの 資金不足額 ・剰余額※	(10) 営業収益の額－ 受託工事収益の 額		(11) 資本＋負債 宅造のみ	(12) 事業の規模	資金不足比率 ((9)/(12)、%)	繰越欠損金	標準財政規模比 ((8)/(x)、%)
						うち指定管理 者利用料金						
法適用企業	宅 地 造 成 事 業 以 外	病院事業会計	-147,293		147,293	-	9,579	9,579	9,579	-	21,695	1.2
	宅 地 造 成											